

町からのお知らせ

国民健康保険高齢受給者証・福祉医療（老人医療費受給者証・重度心身障害者医療費受給者証・ひとり親家庭等医療費受給者証）を8月1日に一斉更新します。

福祉課
☎89-3335

有効期限が7月31日で終了する受給者証を、8月1日に一斉更新いたします。

○受給者証を配達記録郵便で送ります。

受給者証の名称	現行の受給者証の色	新しい受給者証の色
国民健康保険高齢受給者証	白色（色は変わりません）	
重度心身障害者医療費受給者証	オレンジ色	青色

○申請が必要ですので、お知らせをお送りします。

受給者証の名称	現行の受給者証の色	新しい受給者証の色
老人医療費受給者証	薄いみどり色	オレンジ色
ひとり親家庭等医療費受給者証	水色	黄色

○現在の被保険者証及び受給者証をそのままお使いください。

受給者証の名称	被保険者証及び受給者証
国民健康保険被保険者証（一般）	桃色 3連の被保険者証
国民健康保険被保険者証（退職）	薄い茶色 3連の被保険者証
老人保健法医療受給者証	白色 4連の受給者証

※老人保健法医療受給者証の一部負担金が変わる方は申請が必要ですので、お知らせをお送りします。

国民健康保険・老人保健の「入院時食事療養費標準負担額」の減額認定証の有効期限が7月31日で終了します

有効期限が7月31日で終了します。引き続き利用される場合は再度申請が必要となりますので、本庁福祉課又は、各支所町民課におこしください。

○現在お持ちの方に、お知らせをお送りします。

種別	認定証の名称	認定証の色
国民健康保険	限度額適用認定証	黄色
	標準負担額減額認定証	あさぎ色
	限度額適用・標準負担額減額認定証	薄いねずみ色
老人保健	限度額認定・標準負担額減額認定証	白色



**ご存知ですか？
児童扶養手当制度**

児童扶養手当は、離婚などにより、父親と生計を同じくしていない児童を監護・養育している家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されるものです。

手当の受給者は、支給要件を満たす母または母以外の養育者が対象となり、手当の額は、受給者本人または扶養義務者の所得に応じて決まります。（所得によっては一部停止又は全部停止となる場合があります。）

「神石高原町不審火非常事態宣言」発令中

家のまわりに燃えやすいものを置かない、空家や倉庫などに施錠をするなど予防に努めましょう。

福祉課

☎89-3335

児童扶養手当
特別児童扶養手当
特別障害者手当
受給者の入
居先の変更

現況届の提出を
お忘れなく！

これらの手当てを受給している方は、毎年、現況届の提出が必要です。現況届を提出されない場合は、手当を受けることができなくなりまので、忘れず提出してください。

児童扶養手当

八月一日から

八月三十一日まで

特別児童扶養手当・

特別障害者手当

八月十一日から

九月十日まで

詳しくは役場福祉課（生活福祉係）または倉支所市民課（福祉保健係）へお問い合わせください。

保健課

☎89-3366

歯が自慢・8020表彰
八十歳で二十本の歯を残そう

厚生労働省と日本歯科医師会では、八十歳になっても二十本は自分の歯を残して生涯快適な食生活で健康な人生を過ごしていただくため、8020運動（八十歳で二十本の歯を残そうという運動）を展開しています。

そこで、府中・神石地区歯科衛生連絡協議会では、八十歳以上で二十本以上自分の歯を持っている方に敬意を表して表彰を行います。自分の歯をたくさん持っている八十歳以上の人は、歯科医院の窓口にお問い合わせください。

応募資格

平成十九年十二月三十一日現在で満

八十歳以上の神石高原町民

（※すでに表彰された方は対象外です）

申し込み期間

平成十九年七月一日～十月二日

表彰式

該当者には、後日直接ご案内します。

申し込み・問い合わせ先

神石高原町内の各歯科医院

いきいき歯ッスル検診

誕生月に歯科検診を受け、
歯周疾患を予防しましょう

府中・神石地区歯科衛生連絡協議会では、各協力歯科医療機関において二十歳代の方には、誕生月に無料歯科検診を行います。ご自身のお口の中や生活習慣を見つめなおし、歯周病予防のためにこの検診を受けてみませんか。

対象

神石高原町、府中市、福山市
新市町にお住まいの三十歳以上四十歳未満の方

内容

協力歯科医療機関において、
希望者の誕生月に予約にて無料歯科検診を行う

実施期間

平成二十年三月三十一日まで
（但し、四～七月の誕生月の方は平成十九年十月まで受けられます）

申込方法

希望者は協力歯科医療機関に
電話で申込み

料 金 無料

※神石高原町内におきましては
町内の全歯科医院が対象となりますので、お気軽に本制度をご利用ください。

住民課

☎89-3334

家屋に関する
届出等について

次のような場合には、速やかに、
役場住民課税務係または各支所町
民課町民係までご報告ください。

○新築・増築された場合

家屋を新築・増築された場合、
翌年の一月一日固定資産台帳に
登録された家屋に対して固定資
産税が課税されます。課税する
にあたって、家屋調査を実施し
評価額を算定する必要があります
ので、ご連絡ください。

○取り壊しをされた場合

家屋に対する固定資産税は、
毎年一月一日時点が存在するもの
に対して、課税されます。年の
途中で取り壊し等をされた場合
は、「家屋滅失届」をご提出くださ
い。

○未登録（未登記）家屋の所有権
を変更された場合

相続や売買、贈与等に伴い、
所有者が変わった場合は、「未
登録家屋名義変更届」をご提出
ください。